

# Practical guide to IFRS

## 共同支配の取決めの分類

### 何が問題となっているか？

IAS第31号では、共同の活動についての分類が論点となったり、深く議論されたりすることは稀でした。法人格を伴わない活動は共同支配の営業活動または共同支配の資産とされ、それらの会計処理は同一でした。法人格を伴うものはすべて「共同支配企業」であり、比例連結の会計処理か、持分法の会計処理を経営者が選択適用することが可能でした。このため、共同支配の取決めの分類に対するプレッシャーはほとんどありませんでした。IFRS第11号では、それらすべてが変更されました。会計方針の選択はなくなり、会計処理および表示は共同支配の取決めの分類に基づき決定されます。この分類の決定は、ほとんどの場合には単純なものとなりますが、深く分析を行い判断することが必要な場合もあります。

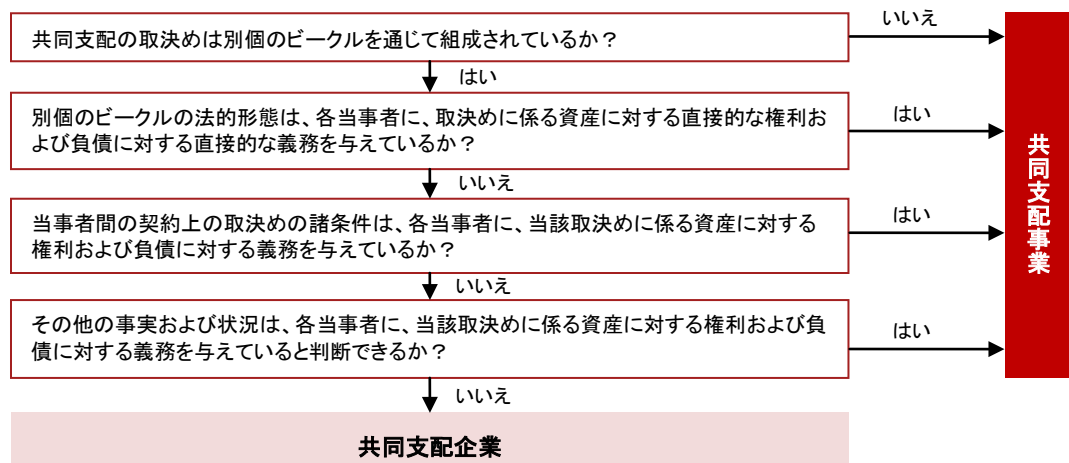
IFRS第11号に基づく分類は、共同支配の取決めの法的形態ではなく、取決めから生じる当事者の権利と義務により決定します。共同支配の取決めは2種類のみ、会計処理も2種類のみとなります。すなわち、持分法で会計処理を行う共同支配企業と、直接、資産および負債の会計処理を行う共同支配事業の2種類です。

IAS第31号で、共同支配の営業活動または共同支配の資産に分類された取決めは、下記に説明されている

るとおり、IFRS第11号では、共同支配事業に分類されるでしょう。潜在的に分類が変更となる可能性があるのは、法人の形態で組成された共同支配の取決めです。共同支配の取決めが法人の形態で行われ、取決めの当事者と当該取決めとの間に分離が生じている場合には、IFRS第11号では共同支配企業に分類される可能性が高いと考えられます。ただし、必ずしもそうなるとは限らず、法人の形態で組成された共同支配の取決めが、当事者間の契約上の取決め、またはその他の関連する事実および状況により、共同支配事業に分類される場合もあるでしょう。

### 4段階のプロセス

共同支配の取決めの分類の決定は下記のとおり、4段階のプロセスに整理することができます。国際会計基準審議会 (IASB) はIAS第19号「従業員給付」を改訂し、この改訂基準は2013年1月1日から強制適用となります。この改訂は、従業員給付の重要な領域に関する会計処理を改善しようとする長期的な目標の一部を成すものです。従業員給付に関する会計処理は、IASBと米国財務会計基準審議会 (FASB) との間の覚書 (MoU) に含まれているものです。依然として重要な差異は残りますが、いくつかの変更により、国際財務報告基準 (IFRS) と米国会計基準 (US GAAP) とはより一層協調したものとなります。



## ステップ1 – 共同支配の取決めは別個 のビークルを通じて組成されているか？

別個のビークルは、別個に識別可能な財務構造であり、別個の法的事業体(法人)または法令で認知された事業体を含みます。当該事業体が法人格を有しているかどうかは問いません。

共同支配の取決めを組成するために用いられるビークルの最も一般的な形態は、有限責任会社、パートナーシップ、法人、協会および信託です。それぞれの形態は、別個に識別可能な資産、負債、収益、費用、財務契約および財務記録を有している別個に識別可能な財務構造であり、別個のビークルとなり得ます。

しかし、基準における「別個のビークル」はかなり広く定義されています。別個のビークルは必ずしも法人格を有する必要はありません。また、2者の当事者間の契約上の取決めにより別個のビークルが形成される場合もありますが、このようなケースが生じるのは稀と考えられます。

特定の構造が「別個のビークル」の定義を満たすかどうかを決定する前に、現地法規を考慮する必要があります。

## 別個のビークルを通じて組成されていない 共同支配の取決め

別個のビークルを通じて組成されていない取決めは共同支配事業です。共同支配の取決めの当事者は当事者間で資産に対する権利および負債に対する義務を決定します。たとえば、石油およびガス産業における多くのアップストリーム活動における取決めにおいては、当事者全員が、共同支配を共有し、開発および業務のための資金を調達し、産出物の持分相当を取得するという不可分権益が設定されます。

## 別個のビークルを通じて組成されている 共同支配の取決め

別個のビークルを通じて組成された共同支配の取決めは、当該取決めに関連する当事者の権利と義務の状況により、共同支配企業または共同支配事業のいずれかになります。

各当事者は、別個のビークルの法的形態、契約上の取決めの条件、ならびに、該当がある場合には、その他の事実および状況によって、以下のいずれが各当事者に与えられているかを検討する必要があります。

- (a) 取決めに関連する資産に対する権利および負債に対する義務(すなわち、共同支配事業)
- (b) 取決めの純資産に対する権利(すなわち、共同支配企業)

## ステップ2 – 別個のビークルの法的形態は、各当事者に、取決めに係る資産に対する直接的な権利および負債に対する直接的な義務を与えているか？

分類を決定する際の第2のステップは別個のビークルの法的形態から生じる権利と義務を評価することです。

共同支配の取決めは、有限責任会社、無限責任会社、リミテッド・パートナーシップ、ジェネラル・パートナーシップおよび法人格のない事業体を含むさまざまな法的構造を通じて設定されます。これらの法的構造はそれぞれ、当事者に異なる権利と義務を課しています。

法的構造により、当事者が、資産に対する権利を有し、負債の義務を負う場合、共同支配事業となります。これは、法人によって当事者と共同支配の取決めとの間に分離が生じないためです。関連法規を慎重に検討する必要があります。たとえば、パートナーシップの多くは、パートナーに資産に対する直接的なアクセスを与え、義務に対する無限責任を課し、さらに、パートナーに租税が帰属するように作られます。この種の別個のビークルは参加者と取決めとの間に分離を生じさせません。

重要な問題は、別個の子会社または法人をそれ自体で考慮することができるかどうかです。つまり、別個の子会社に保有される資産および負債は、別個の子会社の資産および負債であるか、あるいは各当事者の資産および負債であるかという問題です。

#### 別個の子会社の事例

パートナーシップは分離を生じさせない場合が多い。これは、各パートナーが通常の事業の過程で、パートナーシップの負債に対するエクスポージャーおよび資産に対する権利を有しているためである。リミテッド・パートナーシップ(LLP)の中には、各パートナーがLLPの負債の義務を負っていないため、また、LLPの資産はLLP自身の資産であるため、分離を生じさせるものがある。状況に応じて、ジェネラル・パートナーおよびリミテッド・パートナーの権利と義務が著しく異なる場合があるため、LLPの本拠地の関連法令を考慮する必要がある。

大部分の管轄区域における有限責任会社は、共同支配の取決めに対する当事者と、当該取決めの資産および負債との間に分離を生じさせるだろう。取決めの債権者は、当事者に対して未返済の負債に対する請求権を有していない。無限責任会社は一部の管轄区域に存在し、当事者に対して資産に対する直接的な権利および負債の義務を与える場合がある。

共同支配の取決めを設定する際に用いられる法人の形態としては、パートナーシップの他に協会、信託または特定の種類の法人がある。これらの構造から生じる権利と義務は、管轄内の法規により著しく異なる。それぞれの構造における特定の事実および状況に基づき評価しなければならない。

当事者に取決めに関連する資産の権利と負債の義務を与えない別個の子会社は、当該取決めが共同支配企業であることを示します。しかし、当事者間の契約条件、および、該当がある場合には、その他の事実および状況が、法的形態よりも優先されることがあります。

#### ステップ3 – 当事者間の契約上の取決めの諸条件は、各当事者に、当該取決めに係る資産に対する権利および負債に対する義務を与えるか？

契約条件の中で当事者が合意した権利と義務は、通常、別個の子会社の法的形態が当事者に与える権利と義務に一致します。特定の法的形態を選択する際、通常、特定の法的形態がもたらすことが意図される経済的実質をみて決定します。

しかし、共同支配の取決めの当事者が、税法または規制の要求事項または別の理由に基づき、ある特定の法的形態を選択することがあります。そのようなケースにおいては、選択した形態が、当事者が取決めに求める経済的実質と一致せず、形態を選択した後、当事者が取決めの法的形態とは異なる権利と義務を生成する契約上の取決めを結ぶ可能性があります。そこでの契約条件が、当事者に資産に対する権利および負債に対する義務を与える場合、その取決めは共同支配事業となります。

この権利と義務は、「通常の事業の過程」(IFRS第11号B14項)において存在するものとして評価する必要があります。清算や破産など、「通常の事業の過程」以外の状況で生じる法的な権利と義務は、関連性がほとんどありません。

債権者は通常、清算または破産した企業の資産に対して優先的な権利を持っています。持分保有者は、第三者の負債を清算した後に残る純資産に対する権利しか持っていません。したがって、持分保有者が残存資産に対する権利しか持たない有限責任会社は、共同支配事業にはならないことを示しているとも考えられます。しかし、IFRS第11号は、単に法人格を設けることによって、持分法会計を方針として「実質的に」選択できるようにすることを意図したわけではありません。IFRS第11号は、契約上の取決めの内容ならびにその他の関連する事実および状況を検討して、共同支配の取決めの経済的実質を考慮することを要求しています。

## 契約上の取決めの指標 – 共同支配事業

### 資産に対する権利

当事者は、資産に対するすべての持分(たとえば、権利、所有権または権原)を、所定の割合(取決め内の当事者の所有持分に比例、または取決めを通じて行われた活動に比例のいずれか)で共有する。

### 負債に対する義務

当事者は、資産に対する権利と同様に、すべての負債、義務、コストおよび費用を所定の割合で共有する。

### 収益および費用

契約上の取決めは、通常、共同支配の取決めに対する各当事者の相対的な拠出または消費に基づき、その収益および費用を配分する。たとえば、契約上の取決めにおいて、共同で運営する工場で各当事者が利用している設備能力に基づいて、収益および費用を配分するような定めがある場合があり、この場合の保有割合は共同支配の取決めにおける各当事者の所有持分と異なる可能性がある。

## 契約上の取決めの指標 – 共同支配企業

### 資産に対する権利

取決めが保有する資産および権利は、取決めの資産および権利であり、当事者は当該資産の直接的な所有権または権原を有していない。

### 負債に対する義務

契約諸条件において、取決めの債務および義務の責任は当該取決めが有していること、また当事者の責任は未払資本金の範囲内だけであると規定する。さらに、共同支配の取決めの債権者は、当事者に対する遡求権を持たない。

### 収益および費用

当事者は取決めの純キャッシュ・フローおよび純利益をそれぞれの持分保有に比例して共有する。

*当事者が発行した保証は、共同支配の取決めの分類を決定する際にどのように考慮するか？*

共同支配の取決めの当事者が、当該取決めに代わって第三者に対して保証を提供する場合があります。これは資金調達のため、またはプロジェクトの建設や開発段階において必要になる可能性があります。このような保証(または取決めが債務を支払うまたは義務を満たすことを怠った場合に当事者が支払うというコミットメント)の定めは、当事者が取決めの負債に対して直接的義務を有していることを示しますか。

権利と義務は、通常の事業の過程に存在する状態で評価します。取決めが義務を清算せず保証が請求されると仮定することは不適切です。これは、「通常の事業の過程」ではないからです。

資金調達の保証またはコミットメントの定めは、分類を判断する決定的な要素にはなりません。しかしこれは、当事者が取決めの義務に関して資金を拠出する意思、および取決めがキャッシュ・フローにおいて当事者に依存していることを示す場合があります。

*ステップ4 – 「その他の事実および状況」は、各当事者に、当該取決めに係る資産に対する権利および負債に対する義務を与えていると判断できるか？*

「その他の事実および状況」の検討には、取決めの目的および設計、当事者との関係、キャッシュ・フローの源泉の考慮が含まれます。当事者への産出物の提供を主たる目的として設計された取決めは、当事者の目的が当該取決めの資産に対する直接的なアクセスの確保であることを示す場合があります。この場合、当事者は、共同支配の取決めのすべての産出物を購入するまたは取得することを義務付けられているかもしれません。売買契約、取引量を予め定めた契約(off-take arrangement)、または資金拠出の要請により、当事者が共同支配の取決めにおけるキャッシュ・フローの唯一の源泉であることを示す場合があります。

このように設計された取決めは、取決めにより生じる負債が、実質的に、当事者から受け取るキャッシュ・フローで充足され、結果として、当事者が取決めの事業の継続におけるキャッシュ・フローの唯一の源泉となることを意味し、共同支配事業となります。

#### 「その他の事実および状況」を検討する際の考慮事項

下記の一部またはすべての特徴は、法人形態による共同支配の取決めを共同支配事業として分類すべき状況を示す可能性がある。

1. 共同支配の取決めにより第三者への産出物の販売が禁止される場合がある。
2. 当事者は産出物に対して妨げられることのないアクセスを有する。
3. 当事者がほとんどすべての産出物を購入する拘束力のある義務を負う可能性が高い。
4. 取決めの活動に関連する需要、在庫および信用リスクが当事者に移転し、取決め自体には残らない。
5. 産出物またはサービスの価格は、取決めが負担したコストを回収するように設定されており、多額の純利益の発生は予定されていない。
6. 取決めにおいて、無保証での第三者からの借入を実施する可能性はほとんどなく、また、当事者とのテイク・オア・ペイ契約を締結せずに第三者から借入を実施する可能性もほとんどない。



## 分類要件の適用

次の前提は、以下の表で検討している各シナリオに共通します。

- (a) 共同支配が存在し、
- (b) 当事者と共同支配の取決めとの間に分離を生じさせる法人がある

これらにより、この取決めが共同支配企業である可能性がまず示されます。下記の表はこの取決めの分類に、「その他の事実および状況」がどのような影響を及ぼす可能性があるかを概説しています。

シナリオ	分類	分析
<p>自動車用の座席を製造する取決めがなされている。この取決めの当事者はいずれも自動車の組立てと販売に従事しており、また、持分割合に応じて産出物を購入する義務がある。</p> <p>自動車用の座席の販売価格は、当該取決めが損益均衡で操業できる水準に設定されている。</p> <p>当該取決めでは、第三者への座席の販売を禁止している。</p>	共同支配事業	この取決めは、すべての産出物を各当事者に提供するように設計されている。取決めの営業活動を確実に継続できるかどうかは、各当事者からのキャッシュ・フローに依存している。当事者は、取決めの資産から生じるほとんどすべての経済的便益を取得する。
<p>市場で容易に販売可能な商品(油など)を生産する共同支配の取決めがなされている。当事者は持分割合に応じて産出物を購入する義務がある。</p>	共同支配事業の可能性が高い	各当事者は持分割合に応じた産出物の購入義務、および同様に共同の活動に関する運営資金の提供義務がある。この取決めでは、すべての産出物を各当事者に売却する義務があるため、商品が容易に販売可能であることとの関連性は低くなる。
<p>乾性ガスとガソリンを生産する取決めがなされている。</p> <p>当事者の一方が乾性ガスを100%取得し、残りの一方がガソリンを100%取得する。この共同支配の取決めでは、第三者への販売を認めていない。双方の産出物の価格は、共同支配の取決めの運営コストをカバーするため、原材料費に加工マージンを加えて設定されている。</p> <p>各当事者は、それぞれの事業で産出物を使用する。この取決めにおける残余の損益は、持分割合に応じて各当事者に配当として分配されるが、重要な金額ではない。</p>	共同支配事業の可能性が高い	<p>当事者は、コストの削減または供給品の確保を目的として、共同支配の取決めを行っている可能性がある。すべての製品を持分割合に応じて分担している必要はない。</p> <p>当該取決めのキャッシュ・フローは各当事者に依存しており、それらの当事者がすべての産出物を取得している。これは、この取決めが共同支配事業である可能性を示す強い指標であるといえる。</p>

シナリオ	分類	分析
<p>当事者は、共同支配の取決めの産出物を優先的に購入する権利を有するが、それらを取得する義務はない。</p> <p>この取決めは3年前に設定された。</p> <p>1年目：当事者がすべての産出物を持分の比率に応じて取得した。</p> <p>2年目：第三者に産出物を売却した。</p> <p>3年目：当事者が産出物を取得したが、持分とは異なる比率で取得した。</p>	<p>共同支配企業の可能性が高い</p>	<p>下記の要因は、この取決めが共同支配企業である可能性が高いことを示している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>取決めには当事者に産出物を販売する義務がない。</li> <li>第三者に産出物が販売されている。</li> </ul> <p>このことから、当該取決めは、キャッシュ・フローに関して実質的に当事者には依存していないことが分かる。</p>
<p>2人の当事者が製品の製造のための取決めを設定している。製品は、第三者に販売される。契約条件は次のとおりである。</p> <p>(a) 取決めの収益から生じる現金収入総額は、毎月、持分割合に応じて当事者に送金される。</p> <p>(b) 当事者は、資金拠出の要請に基づき、コストの全額を持分割合に応じて補填することに同意している。</p>	<p>共同支配企業となる可能性が高い</p>	<p>この取決めの目的および設計は、当事者にすべての産出物を提供することではない。</p> <p>この取決めでは、第三者に製品を販売し、自らキャッシュ・フローを生み出している。</p> <p>収益に関する収入総額の当事者への送金やコスト負担のための資金拠出の要請は、当事者が、当該取決めの資産に対する権利および負債に対する義務を有することを示すものではない。それらは、単なる資金調達メカニズムであり、当事者が当該取決めの純利益に対して持分を有していることと何ら変わらない。</p>
<p>2人の当事者が共同支配の取決めを設定している。一方の当事者は、産出物の100%を市場価格で取得する。他方は、企業が創出した利益／損失を持分割合に応じて取得するのみである。</p>	<p>判断が必要</p>	<p>分類を決定する前に、すべての事実および状況を考慮する必要がある。この取決めの背後にある経済的合理性を評価することで、取決めの目的および設計の指標が示される場合がある。</p> <p>当事者の一方が実際に取決めを支配しているかどうか、または取決めにIFRIC第4号に基づきリースが存在するかどうかを評価する必要がある。</p> <p>当該取決めが共同支配の取決めである場合、共同支配事業と共同支配企業のそれぞれの特徴の一部を有しているように見える。当該取決めは第三者への販売を行わず、継続的なキャッシュ・フローは当事者の一方に依存しており、これは当該取決めが共同支配事業である可能性を示している。しかし、他方の当事者は、一切の産出物を消費しておらず、当該取決めの純利益に対する持分を持っており、共同支配企業である可能性を示している。</p> <p>1つの共同支配の取決めが共同支配企業と共同支配事業の両方を含むことは考えられない。結論に至る前にすべての事実および状況を考慮する必要がある。</p>

IFRS第11号に基づく共同支配の取決めの分類は、当該取決めの法的形態に内在する権利と義務だけでなく、当該取決め全体から生じる当事者の権利と義務に依存します。取決めの法的形態は評価する際に考慮する要因のうちの1つにすぎません。当事者間で合意された契約条件から生じる当該取決めの経済的実質およびその他の事実および状況は、共同支配の取決めの分類を決定する際に重要な役割を果たします。

### その他の考慮事項

単一の取決めの枠組みの下で、複数の共同支配の取決めまたは異なる種類の共同支配の取決めを設定することができます。1つの別個のビークルに、共同支配事業と共同支配企業の両方が含まれる可能性があり得ますが、実際には稀です。これは、当事者が、複数の異なる活動に着手する場合で、それぞれの活動において異なる権利と義務を持つ場合に生じる可能性があります。経営者は、このアプローチを検討する際、および結果として生じる会計処理に内在する複雑性および判断(当事者間における資産と負債の配分など)を考慮する場合、慎重になる必要があります。

#### 1つの枠組みに2つの取決めは存在するか？

3名の当事者が法人の製油所に共同支配を設定する。この3名の当事者、A社、B社およびC社はそれぞれ35%、35%、30%の法人の持分を保有している。A社とB社は製油所に原油を提供し、それぞれ精製品の50%を購入する義務がある。C社は精製事業を運営し、その業務の管理費用を受領する。精製品の価格は、キャッシュ・フローが運営費およびC社の管理費用の支払いを十分に賄えるよう設定される。A社とB社間で精製事業および精製品を扱う共同支配事業が存在し、かつA社、B社とC社間で精製事業の運営のための共同支配企業が存在する可能性がある。

#### 分類の再評価

分類の決定は継続的な再評価を前提としており、時間の経過とともに分類が変更される可能性があります。この変更は、予想可能かもしれませんが、取決めの活動内容に変更があれば、契約上の取決めを変更するきっかけとなりますし、また当事者が既存の契約を変更することに同意した場合にも、分類が変更される可能性があるからです。たとえば、探査および開発段階での共同支配の取決めにおいて、取決めの当事者に対する資金拠出の要請を通じて資金調達するような場合には、共同支配事業として分類されます。製造段階に入った際に、当事者は契約条件を変更し、算出物の大部分を第三者に販売し、以後共同支配の取決めは当事者のキャッシュ・フローに依存しないため、分類は共同支配企業に変更されます。

This publication has been prepared for general guidance on matters of interest only, and does not constitute professional advice. It does not take into account any objectives, financial situation or needs of any recipient; any recipient should not act upon the information contained in this publication without obtaining independent professional advice. No representation or warranty (express or implied) is given as to the accuracy or completeness of the information contained in this publication, and, to the extent permitted by law, PricewaterhouseCoopers LLP, its members, employees and agents do not accept or assume any liability, responsibility or duty of care for any consequences of you or anyone else acting, or refraining to act, in reliance on the information contained in this publication or for any decision based on it.

©2013 PwC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) for further details.